

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係            2 件

厚生年金関係            5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月まで  
② 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで

昭和 56 年 4 月ころ、会社から厚生年金保険の適用になるまで、国民年金保険料を納付するように指示され、保険料を納付してきた。

さらに、将来を考えて、その後付加保険料も付けて納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納であるとは考えられない。申立期間の国民年金保険料は元妻が納付してくれていた。

なお、会社は昭和 62 年 10 月 1 日から厚生年金保険の新規適用となり、その時から厚生年金保険の被保険者となった。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の元妻が付加保険料込みの国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、その元妻が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、詳しいことは分からないとしている上、保険料を納付してくれていたとする元妻には照会してほしくないと希望していることから、申立期間に係る保険料の納付状況について、元妻から証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人及びその元妻は共に、昭和 58 年 4 月から国民年金保険料（定額）に付加保険料を付けて納付していることが確認できるが、申立期間については、元妻の保険料も未納となっている。

加えて、このほかに申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から同年11月までの期間、61年2月から同年4月までの期間及び同年5月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年8月から同年11月まで  
② 昭和61年2月から同年4月まで  
③ 昭和61年5月から63年12月まで

私は、国民年金追納勸奨状を見て、社会保険事務所で免除としていた申立期間の国民年金保険料として、10万円くらいを窓口の女性に納めた。私の住宅には誰かが侵入していたはずらをするので、領収書は捜しても見つからない。納付時期と納付金額については明確に覚えていないが、窓口の女性に渡したら、お金を別の男性に渡したことを覚えているので、申立期間の国民年金保険料が追納になっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、「社会保険事務所の窓口で女性に渡したら、別の男性に渡したことを覚えている。」と主張しているが、保険料の納付時期、納付金額等についての申立人の記憶が曖昧であることから、具体的な保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間に係る定額保険料の合計額は、28万3,740円であることから、申立人の主張する10万円の金額とは大きく相違している。

さらに、申立人は追納加算の付かない時期に追納したと主張しており、当該追納時期は昭和62年度か63年度と推認できるものの、当該時期は申請免除期間であり、国民年金保険料の負担能力という点から不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 38 年 12 月まで (日付不詳)  
当時、倉庫管理の仕事をしていたが、倉庫の責任者より給料から上納金 (税金等) があると話された記憶がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、同僚の証言により、申立人がA社 (後にB社に名称変更) に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、B社は、昭和 54 年 9 月に適用事業所でなくなっており、当時の社長も連絡先が不明であり、事務担当者も既に他界していることから、関連資料や証言を得ることができない上、申立期間に厚生年金保険の加入期間がある職場の上司であった者は、「確かに申立人は職場に 30 人ぐらい働いていた者の一人であるが、自分以外は日給制であったので、給料から厚生年金保険料を引かれていたかどうかは分からない。」と証言している。

また、社会保険事務所が管理するA社に係る新規適用年月日である昭和 30 年 5 月 1 日から 39 年 5 月 1 日までに於ける健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月ころから 50 年 3 月ころまで (日付不詳)

私は、昭和 47 年 9 月ころから 50 年 3 月ころまで、A 社に勤務し、掘削工事に従事していた。

この間、厚生年金保険の加入期間が無いとの回答を社会保険事務所から受けたが、納得がいかないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間ころ、A 社に勤務していたことは、申立人の業務に関する記憶及び雇用保険の加入記録から推認することはできる。

しかしながら、同社の元社員二人は、「A 社では、入社してある程度経験を積み、その仕事ぶりが経営陣に認められた時点で厚生年金保険に加入させていた。それ以外の社員は、全国 B 国民健康保険（第二種）に加入させてはいたが、厚生年金保険には加入させていなかった。また、自分たちは入社後 5 年以上経過して厚生年金保険に加入させてもらった。」と証言していることから、当該事業所では、正社員であっても入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人が厚生年金保険に加入したと主張する昭和 47 年 9 月当時、現場の上司であった 3 人も厚生年金保険に加入しておらず、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者原票により、厚生年金保険被保険者資格取得日はいずれも 49 年 5 月 16 日となっていることが確認できる。

さらに、現在の事業主は、「当時の関係書類が無く不明である。」と回答しており、関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る厚生年金保険被

保険者原票を確認したが、申立期間において被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、厚生年金保険の整理記号番号に欠番も無い。

その上、申立期間当時は、国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 11 月まで (日付不詳)  
A 社倒産のため、当時の同僚に紹介され、B 社に入社。A 社でもらった厚生年金保険被保険者証は B 社が保管し、保険料は毎月給料から引かれていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社の事業主の妻及び同僚の証言により、申立人が申立期間ごろに同社で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険庁の記録により、同社は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、同社の事業主は他界しているが、当時の専務は、「当社は、厚生年金保険の適用に係る届出を行っておらず、保険料は控除していない。」と回答し、専務の妻は、「当時の資料は無いが、亡き事業主は、従業員の意向により、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 5 人のうち連絡が取れた一人は、「同社は新しくできた個人で入れる年金制度に入って、従業員は掛け金を引かれていたが、厚生年金保険ではない。」と証言している。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 38 年 10 月ころ(日付不詳) から 39 年 10 月 9 日まで

②昭和 40 年 8 月 27 日から 41 年 11 月 30 日まで

私は、昭和 38 年 10 月ころから 41 年 11 月 30 日まで A 社に勤務していたが、この間、厚生年金保険の加入期間が 39 年 10 月 10 日から 40 年 8 月 26 日までの 10 か月しか無い旨の回答を社会保険事務所から受けた。

昭和 38 年 10 月ころから 41 年 11 月まで厚生年金保険料を給料から控除されていた記憶があるので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に勤務していたことは、勤務期間の特定はできないものの、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録及び同僚二人の証言から推認することはできる。

しかしながら、申立期間①について、申立人が A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 39 年 10 月 10 日付けで一緒に被保険者資格を取得した者は 19 人おり、そのうち 4 人は、「入社してから厚生年金保険に加入するまで数か月から 2 年半ほど要した。」と証言していることから、当該事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入させるという取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

また、申立期間②について、申立人は、「自分が A 社を退職した時、同僚の B さんは、まだ在職していたように思う。」としており、その B 氏の A 社での厚生年金保険被保険者資格喪失日は、社会保険庁の記録を見ると昭和 40 年 9 月 27 日となっていることが確認できることから、申立人

は、社会保険庁の記録どおり同僚のB氏が退職する前の同年8月26日をもって、A社を退職していたものと推認される。

さらに、当該事業所は合併により既に解散しており、合併後の会社及び当該事業所が加入していたC健康保険組合では、「申立期間当時の関係資料は保存されていない。」と回答しており、関連資料や証言を得ることはできなかった。

なお、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月から 43 年 2 月までの期間のうち  
で約 2 年間 (年月日不詳)

だいたいのことなので、ほとんど記憶に無いが、昭和 39 年 11 月から 43 年 2 月までのうち、2 年間くらいは、A 社で、車両主任として勤務していたので、その期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している当時の名刺や A 社の元事業主及び同社で営業を担当していた B 氏並びに総務事務を担当していた C 氏の証言から、申立人が当該事業所で運転業務に従事していたことは推認することができる。

しかしながら、A 社が設立されたのは、昭和 42 年 2 月 14 日であり、厚生年金保険の新規適用事業所となったのが同年 6 月 1 日であることが確認できる。

また、B 氏及び C 氏は共に、「A 社に運転手は何人かいた。C 氏の夫も A 社に営業職で勤務していた。」と証言しているところ、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿からは、厚生年金保険の被保険者資格を取得した運転手は一人のみであり、C 氏の夫の氏名も見当たらないことから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、元事業主は、「厚生年金保険の資格取得届を行ったかどうかは不明である。」と回答している。

加えて、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る新規適用年月日である昭和 42 年 6 月 1 日から全喪した 44 年 3 月 31 日までにける健康

保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

なお、申立人の雇用保険の加入記録は当該事業所においては無いが、昭和40年6月から12月までの期間は別の事業所において加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。